

## 山梨県国土利用計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県国土利用計画審議会条例（昭和49年山梨県条例第33号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、山梨県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、あらかじめ審議会に付すべき案件を示して、会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(会長及び副会長の任期)

第3条 会長及び副会長の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。

2 会長及び副会長が欠けた場合における新たに選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(代理出席)

第4条 委員が事故により審議会に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、その代理人に委員の職務を行わせることができる。

(意見書)

第5条 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。）第7条第3項、第8条第6項、第9条第10項及び同条第14項の規定により審議会が意見を述べる場合並びに第38条第1項の規定により知事の諮問に応じ、山梨県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を審議会が調査審議する場合には、委員は口頭で意見を述べるほか、別紙様式により会長に意見書を提出することができる。

(会議録の調整及び保管)

第6条 会長は、条例第6条の規定により知事が定めた課室の職員に会議録を調製させ、前条の規定により委員が提出した意見書とともに、これを保管させなければならない。

(会議録の記載事項)

第7条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会開催日時及び場所
  - (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
  - (3) 説明のため出席した者の職氏名
  - (4) 審議会に付した案件の件名
  - (5) 議事等の顛末
  - (6) その他議長が必要と認めた事項
- (審議会及び会議録等の公開)

第8条 審議会は、公開する。ただし、会長が審議会を公開することが適当でないことを認めるときは、公開しないことができる。

- 2 会議録は、公開する。
- 3 第5条の規定により委員が提出した意見書は、原則として公開しない。

(議事の特例)

第9条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成26年8月20日から施行する。